

平成 29 年第 4 回市議会定例会において採択となった陳情

| | | | |
|-------|---|-------|-------------|
| 番 号 | 陳 情 第 2 0 号 | 受理年月日 | 平 29. 6. 13 |
| 件 名 | 歴史の地水上坂斜面における樹木伐開箇所緑の復元及び水害から住民の命と財産を守る対応並びに宅地開発許可に係る手続きの見直しを求めることについて（3 項） | | |
| 結 果 | 平成 29. 12. 22 第 4 回定例会で採択 | | |
| 付託委員会 | 建設委員会 | | |

（委員会における審査経過）

本件は、3 項＝開発許可、樹木伐採、開発工事と進む一連の開発行為については、開発予定者が地元住民への説明と理解を得ることを含めて、市の進行管理を必須にすること。

以上の点について要請されたものである。

本件に対する当局の対応状況等について伺ったところ、当該区域のこれまでの主な経過としては、平成 21 年 9 月 25 日に九州農林開発株式会社が武岡一丁目 509 番 1 の一部外 10 筆、敷地面積 11,811.48 m²について、駐車場を目的とした造成についての宅造許可を土地利用調整課から受けているが、現在まで工事着手届は未提出となっており、着手されていない。また、当該区域の一部は急傾斜地崩壊危険区域内にあるが、県に伺ったところ、急傾斜地法に基づく行為許可についても未申請とのことである。

29 年 1 月 27 日に開発宅造・建築相談書が提出されたが、同相談書では土地の利用目的は温泉施設及び施設利用者用の駐車場とされ、区域はすでに宅造許可を受けていた区域とほぼ同一であった。

3 月 7 日、土地利用調整課は、この相談については「開発許可が必要である」と回答したところ、同社は回答を受け、3 月 22 日に宅地開発予定標識を設置している。（7 月 10 日に確認したところ、同標識は撤去されていた。）

4 月 5 日に生産流通課が同社からの伐採届を受理したが、5 月 19 日に伐採区域を確認したところ、同届を超える範囲の伐採を確認した。これを受け、生産流通課では 5 月 25 日に同社及び鹿児島地域振興局農林水産部と現地確認を行い、同日、伐採の中止及び防災対策の提示を口頭で指導した。

さらに、5 月 30 日には同社へ無届伐採に対する指導書を送付したが、同社は同日に防災計画図面を提出し、受理されている。

その後、6 月 9 日に河川港湾課を通じて鹿児島地域振興局建設部に伐採区域が急傾斜地崩壊危険区域内にあるのではないかと情報提供を行ったところ、伐採区域の一部が同区域内に入っていたため、6 月 21 日、同建設部は同社に対し、工事の中止命令と応急対策の指示を行い、防災計画書を提出するよう指示した。

6 月 30 日、同社は同建設部に防災計画書を提出し、受理されたが、同建設部は同計画書

に対し、さらに指摘を行った。その後、計画書は7月31日に再提出された。

8月18日には同社が防災計画における詳細図面等を、同31日には同計画における工程表をいずれも同建設部に提出している。なお、同建設部に提出された工程表には、9月から30年1月にかけて防災工事に係る資金調達を行うことや、10月から30年2月にかけて地権者の交渉を行うこと、工事期間は、30年1月から5月末までの予定であること、また、工事着手前に地元説明会を開催することなどの内容が記載されている。

次に、陳情要旨に対する本市の見解については、3項＝地域住民への周知に関することについては、宅地開発に関する条例第6条ないし第8条において、当該宅地開発の計画を記載した宅地開発予定標識を設置した上で、計画の内容を説明会、その他の方法により隣接住民等に周知させ、その結果を市長に提出するよう規定されている。本市においては、同規定に基づき開発予定者に適時、報告を求めるなどして実施状況の把握に努めている。

本市としては、今後とも「宅地開発技術指針」に基づき、適切な対応を図りたいと考えているとの説明がなされた。

委員会においては、本件の取扱いについて協議した結果、「2回の審査を通して一定の方向性は見えたにしても、住民の安全確保や景観保護など委員会としてもしっかりと見定めることが市民に対する適切な方向との思いから、本件については継続審査としたい。」という意見、「本件については結論を出したい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、継続審査の取扱いは否決された。そこで、委員会としては、改めて意見の開陳を願った結果、3項については、全会一致で採択すべきものと決定。